

●平成23年12月31日までに締結した保険契約
平成23年12月31日までに締結した保険契約などについては、これまでの一般生命保険料控除および個人年金保険料控除（限

●平成24年1月1日以後に締結した保険契約
これまで一般の生命保険料控除として取り扱われていた介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約にかかわる支払保険料について、一般生命保険料控除とは別に「介護医療保険料控除」が設けられます（下表）。

●平成24年1月1日以後に締結した保険契約
これまで一般の生命保険料控除として取り扱われていた介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約にかかわる支払保険料について、一般生命保険料控除とは別に「介護医療保険料控除」が設けられます（下表）。

〔生命保険料控除の改正〕

●平成24年1月1日以後に締結した保険契約

これまで一般の生命保険料控除として取り扱われていた介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約にかかわる支払保険料について、一般生命保険料控除とは別に「介護医療保険料控除」が設けられます（下表）。

平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ2万8000円となります。合計の控除限度額は7万円に引き上げられます。

なお、所得税の控除適用限度額はそれぞれ4万円となり合計控除限度額は、10万円から12万円に引き上げられます。

●平成23年12月31日までに締結した保険契約
平成23年12月31日までに締結した保険契約などについては、これまでの一般生命保険料控除および個人年金保険料控除（限

●生命保険料控除における市県民税の控除限度額（カッコ内は所得税の控除限度額）

①平成24年1月1日以後の契約 (新契約)	一般生命保険料控除		介護医療保険料控除	個人年金保険料控除	合計控除限度額
	遺族保障		新設 介護・医療保障	老後保障	
限度額	2万8千円(4万円)		2万8千円(4万円)	2万8千円(4万円)	7万円(12万円)
②平成23年12月31日までの契約 (旧契約)	一般生命保険料控除		個人年金保険料控除		合計控除限度額
	遺族・介護・医療保障		老後保障		
限度額	3万5千円(5万円)		3万5千円(5万円)		7万円(10万円)

※新契約と旧契約の両方の支払保険料を使って控除を受ける場合は、新契約（市県民税2万8千円、所得税4万円）の控除限度額が適用となります。

用語解説

●扶養親族とは

納税者の親族（配偶者を除く）で、納税者と生計を一にする人のうち、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。ただし、青色事業専従者給与の支払いを受ける人、白色申告者の事業専従者に該当する人を除きます。なお、年の途中で親族関係がなくなったり、生計を一になくなった人については扶養控除を受けられませんが、親族が死亡した場合はその時点で扶養親族にあてはまれば、扶養控除を受けられます。「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、別居している場合であっても常に生活費、学資金、療養費などを送金し扶養している場合には、生計を一にする親族ということができます。

●生命保険料控除とは

生命保険契約、個人年金保険契約などにかかわる保険料や掛金を支払った場合に、その支払った金額について計算式により計算した金額を、所得金額から控除することができます。控除を受けるには「保険料控除証明書」が必要になりますので、保険会社などから届く証明書は、年末調整や申告のときまで大切に保管しておいてください。

●適用時期

生命保険料控除の改正については、市県民税は平成25年度分から、所得税は平成24年1月1日以後に締結した保険契約と併せて控除を受ける場合を除きます。

ただ、平成24年1月1日以後に締結した保険契約と併せて控除を受ける場合を除きます。

〔その他〕

このほかに、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則化にあわせて、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」が創設されます。詳しい内容については、財務省のホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/syuzei.htm> をご覧ください。

岡豊科総合支所内市民税課 (TEL72・3111 FAX72・8340)

平成24年度以降

18歳以下の扶養控除が変わります。

平成25年度以降には生命保険料控除の改正も

本年の税制改正により、今後適用となる市県民税の主な変更点についてお知らせします。

〔扶養控除の見直し〕

●年少扶養親族の控除廃止

子ども手当の創設に伴い、年齢が16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除33万円が廃止されます。

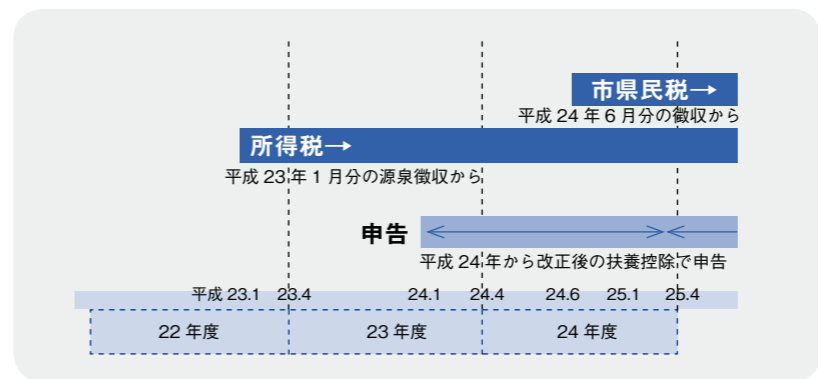
●特定扶養親族の一部控除廃止

現行の特定扶養親族は、年齢が16歳以上23歳未満の人です。高校授業料の実質無償化の実施に伴い、そのうち16歳以上19歳未満の人にかかわる扶養控除45万円の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円となります。

●扶養控除・配偶者控除額

	市県民税		所得税	
	現行	新制度	現行	新制度
扶養控除	15歳まで	33万円 → 廃止	38万円 → 廃止	
	16歳～18歳まで	45万円 → 33万円	63万円 → 38万円	
	19歳～22歳まで	45万円	63万円	
	23歳～69歳まで	33万円	38万円	
	70歳以上	老人扶養 同居老親	38万円 45万円	48万円 58万円
配偶者控除	69歳まで	33万円	38万円	
	70歳以上	38万円	48万円	

●扶養控除見直しの適用時期



●適用時期

扶養控除の見直しは、市県民税は平成24年度分から、所得税は平成23年分から適用となります。また、改正後の扶養控除で税の申告をしていただくのは、平成24年からとなります。

